

令和元年度 第2回神奈川県がん対策推進審議会議事録

日時 令和元 11 月 18 日（月） 18 時 30 分～20 時 30 分

場所 波止場会館 4 階 大会議室

(内容)

1 開会

傍聴希望者がいない旨を報告

天野委員、岡本委員、目黒委員欠席の報告

2 議題

(1) がん診療連携拠点病院の新規指定及び指定更新について

「資料 1-1・1-2」に基づき、事務局から説明。

(事務局)

拠点病院の指定更新等にあたり 1 点だけ補足説明させていただきたい。

今年の 7 月に横浜市立大学附属病院で多施設共同の臨床研究の調査を実施していた過程の中で、メール誤送信による患者情報の漏えいという事態が発生した。

この共同研究については、一部の拠点病院も参加していたので、すべてのがん診療連携拠点病院に対して、臨床研究に関する体制について照会を行い、個人情報適切に管理されていることを確認した。

また、横浜市立大学附属病院に対しても、ヒアリングを実施し、再発防止策を確認した。

県としては、今後このような事故が起こらないよう、拠点病院等に対して必要な指導を実施していく。

(渡辺会長)

まず、指定更新について、ご意見はあるか。

(馬上委員)

今の臨床研究の個人情報漏えいについて、漏えいされた個人の方については、どのような対処をされたのかというのが 1 点。

もう一つ、資料 1-2 の指定要件充足状況を見ると、放射線治療に関わる常勤医師が 2 施設で不足しているが、放射線治療に関わる常勤医師について、何か特異な環境というものが影響しているのかどうか教えていただきたい。

(事務局)

患者情報の漏えいの件については、横浜市立大学附属病院から確認したところ、患者全員に対して、事情を説明した謝罪の手紙を発送し、問い合わせの窓口を設けて対応したと聞いている。

(馬上委員)

臨床研究自体はそのまま続行されているということか。

(事務局)

臨床研究自体は、この時点で進んでいないと確認をしている。

(渡辺会長)

放射線医師の方はいかがか。

(前田技監)

資料1-2によると、川崎市立井田病院と横須賀共済病院において、放射線の専従の医師がなかなか確保できないということであるが、資料1-2のとおり、2年猶予となっているので、今年中でなくとも来年度中に採用できれば、この要件は満たせることになる。

基本的に放射線科というのは、診断と治療に分かれているが、この要件は、診断ではなく、リニアックやガンマーナイフといった治療の方を選択するドクターを、今後がん拠点病院では、確保しないとイケないということである。機材がないとなかなか医師が来ないということと、機材があっても、かなり限られた専門分野の医師を確保するのは難しいというのは、どの病院でも、かなり苦勞されていると聞いている。そのため、例えば、がんの専門病院から人を派遣してもらおうとか、関連する大学の医局の方にお問い合わせするとか、そういう努力をされていると思う。

(馬上委員)

ご説明によると、病院の努力で人を呼んでこなくてはならないということであるが、何か神奈川県として支援されていることがあるのか伺いたい。

(前田技監)

基本的には拠点病院ごとに指定要件を満たさなければいけないということであるから、県としては、拠点病院に対して、期限までに専従の放射線専門医を確保するようお願いしているところである。

(渡辺会長)

放射線治療の専門医は割と少ないから、人の確保は大変だろうと思う。

例えば、もし期限までに配置できなければ、指定は取り消しになるのか。

(濱課長)

2年間の経過措置項目であるので、この2年間のうちに専従で放射線治療に携わる常勤の医師を確保できない場合は、おそらく要件未充足と判断されると思う。

(玉巻委員)

今、馬上委員がご指摘になった横浜市立大学附属病院の個人情報の漏えいの話であるが、先ほど、個人情報保護体制は云々、というお話をされていたが、そのことは当然どこでもきちっとやっているはずである。それができてないとなったら、もう何をか言わんやという話で、そうではなく、確か今回の場合も、担当者の人間の問題ということであったかと思う。

県の個人情報保護審査会の委員としても指摘しておきたいが、要するに問題を起こすのはシステムとかハードの部分とか保護体制の部分ではなくて、それを動かしている、それに関わっている個人が問題を起こすのがほとんどすべてである。ハードで問題が起きたという例はほとんどなく、体制構築は当たり前の話として、その体制を動かしている人の教育体制がどうなのか、あるいは実際に関わっている人の意識のレベルがどうなのかということ、繰り返し今後も注意喚起していく必要があるのではないかと思う。関係者に、毎

年個人情報保護のあり方に関しての教育を、研修として必須で受けさせるといったことをやらないといけない。

このように言うと、誤解を招くかもしれないが、問題を起こすのは大概研究熱心な医者である。院外に個人情報を持ち出してはいけないことになっているはずなのに、研究熱心のあまり、外へ持ち出してしまう。

そのようなことが、事実としてオールジャパンで起きているわけである。

院外に持ち出すことに関してのルールがあるはずだが、そのルールを無視するとは言わないが、遵守せずに自宅でも研究したいから、患者のために、という熱心さのあまりやってしまうのである。

では、どうすればいいのか。私も今まで何度か漏えいの相談を受けたことがあるが、やはりルール違反をした医師は褒められたことではないということで、一定の何らかの処分をするというようなことをやらないと駄目なのではないか。

働き方改革の話もあるが、持ち帰って研究しないと研究できないようなハードな診療状況というのも改善していかないといけないのではないかと思う。

私は現場を知らないから、机上の空論だ否定されるかも知れないが、一応意見として留保しておきたい。

(渡辺会長)

他にどなたか意見はあるか。

では、新規指定の方はいかがか。湘南鎌倉総合病院について、条件は全部満たしているということで、特に問題はないかと思う。医療圏に二つということだが、条件を満たしているということで、問題ないと思うが、よろしいか。

他にご意見がなければ、案の通りということでもよろしくお願ひしたい。

(2) 地域がん診療連携拠点病院（高度型）について

○「資料2-1・2-2」に基づき、横浜医療圏以外について事務局から説明。

(渡辺会長)

今説明のあった川崎、相模原、湘南西部の3医療圏は、高度型の申請が一つしかなく、どの病院も大体条件を満たしているということである。

意見がないようなので、よろしければ事務局案のとおりとする。

○「資料2-1・2-2」に基づき、横浜医療圏について事務局から説明。

(渡辺会長)

意見がないようなので、よろしければ事務局案のとおり、横浜市立大学附属病院を高度型として推薦することとしたい。

(3) 神奈川県がん対策推進計画の進行管理について

「資料3」に基づき、事務局から説明。

(渡辺会長)

ご意見がなければ、事務局案のとおりということをお願いしたい。

3 閉会

渡邊健康医療局保健医療部がん・疾病対策課副課長より、次回の審議会は3月頃を予定していることが伝えられた。

以上